

教師の養成・採用・研修・免許に関する
新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組
(令和2年6月5日教員養成部会(第113回)資料)

●
総合教育政策局教育人材政策課

令和2年6月5日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 新型コロナウイルス感染症への対応【主な通知・事務連絡】

(1) 養成段階

- 教育実習・介護等体験の実施に当たっての留意事項
- 教育実習の実施期間の弾力化
- 教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項

(2) 採用段階

- 公立学校教員採用選考試験における対応
- 各県市における公立学校教員採用選考試験の対応

(3) 研修段階

- 教職員研修にかかる対応

(4) 免許

- 免許状更新講習／免許法認定講習の実施方法の特例等
- 臨時免許状・特別免許状の柔軟な活用

(5) その他

- 教職課程の学生等の幅広い人材の確保／学校・子供応援サポーター人材バンク

2. 新型コロナウイルス感染症への対応【予算関連】

1. 新型コロナウイルス感染症への対応【主な通知・事務連絡】

①養成段階

- 4月3日 教育実習の実施に当たっての留意事項について教職課程を置く大学等に通知
介護等体験の実施に当たっての留意事項について教職課程を置く大学等に通知
- 5月1日 教育実習の実施期間の弾力化について教職課程を置く大学等に通知
- 5月11日 教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について教職大学院を置く国私立大学に通知

②採用段階

- 3月11日 地方公共団体の職員採用における対応について都道府県教育委員会等に事務連絡
- 4月13日 公立学校教員採用選考試験における対応について都道府県教育委員会等に事務連絡
(注) その後、4月20日、5月8日、5月18日、6月1日にそれぞれ改訂版の事務連絡を発出

③研修段階

- 3月16日 英語教育海外派遣研修の開催中止について都道府県教育委員会等に通知 (独立行政法人教職員支援機構通知)
- 3月27日 独立行政法人教職員支援機構主催研修及び研究セミナーの一部開催中止について都道府県教育委員会等に通知 (独立行政法人教職員支援機構通知)
- 4月22日 独立行政法人教職員支援機構主催研修及び研究セミナーの一部開催中止並びに日程等の変更について都道府県教育委員会等に通知 (独立行政法人教職員支援機構通知)
- 5月29日 独立行政法人教職員支援機構が実施する研修及び研究セミナーの実施について都道府県教育委員会等に事務連絡 (独立行政法人教職員支援機構事務連絡)

④免許

- 3月31日 免許状更新講習の実施における留意事項及び実施方法の特例等について国公立大学等に通知
- 4月28日 免許状更新講習の実施方法の特例等の延長及び拡充について国公立大学等に通知
免許法認定講習の実施方法の特例について国公立大学等に通知
- 5月27日 資格要件の緩和、臨時免許状・特別免許状の柔軟な活用について都道府県教育委員会等に事務連絡

⑤その他

- 5月27日 教育実習の弾力化等を踏まえた教職課程の学生等の幅広い人材の確保について都道府県教育委員会等に事務連絡

教育実習・介護等体験の実施に当たっての留意事項

令和２年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について（概要）

【令和２年４月３日通知】

教育実習は、学生が学校現場での教育実践を通じて、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教師になるための能力や適性を考える上で極めて重要な機会である。今年度の教育実習については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域によっては、学校の臨時休業に伴い、特に年度の前半において実施が困難になる場合もあり得るため、各大学等に対し、

- ① 地域の状況に応じて、春に予定していた実施時期を秋以降に変更すること
 - ② 受け入れ数が制限される場合には、卒業年次の学生を優先すること
 - ③ 学生が実習に参加するに当たっては万全の感染症対策を講じること
- など教育実習を実施するに当たっての留意事項を示したものの。

令和２年度における介護等体験の実施に当たっての留意事項について（概要）

【令和２年４月３日通知】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、小中学校の教員免許状授与に必要な介護等体験について、例年通りの実施が困難となる可能性があるため、各大学等に対し、

- ① 地域の状況に応じ、実施時期を秋以降に変更すること、
 - ② 卒業年次の学生を優先すること、
 - ③ 障害者や高齢者等と直接の交流以外の体験内容を中心とすること
- など介護等体験を実施するに当たっての留意事項を示したものの。

令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について（概要） 【令和2年5月1日通知】

4月16日に、全都道府県が緊急事態措置の対象とされたことにより、臨時休業が延長されている幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等（以下「小学校等」という。）が全国的に相当数生じてきていることや、さらなる臨時休業の長期化を踏まえ、教育実習※の実施期間の弾力化について考え方を示すもの。

※今回の対処は、教育実習（例：小学校5単位）のうち事前事後学習の1単位を除いた部分

【通知の内容】

1. 令和2年度に限って、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲を大学・専門学校等における授業により行うことは差し支えない。その際、大学・専門学校等における授業についても、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること等に努めることが強く期待される。
2. 小学校等における令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する等の学習支援人材としての活動は、各大学・専門学校等の判断により、授業の目的と密接に関わる場合は、
 - ・ 学校体験活動※
 - ・ 教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業として位置付けることが可能であること。

※学校体験活動は、教育実習の単位の一部とすることができる。現行制度上、既に学習支援人材としての活動は、学校体験活動に位置付けることが可能となっているが、今回改めて周知。
3. また、特別支援学校教諭の教職課程における教育実習、養護教諭の教職課程における養護実習、栄養教諭の教職課程における栄養教育実習についても、1及び2について同様の取り扱いとする。

教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項

令和2年度における教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について（概要）

【令和2年5月11日通知】

5月4日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定が行われ、引き続き全都道府県が緊急事態措置の対象とされたことにより、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業が延長されている幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等が全国的に相当数生じてきていることや、さらなる臨時休業の長期化等に伴い、教職大学院における連携協力校等で行う実習に係る実習生の受け入れも通常の方法では困難な状況になりうることも踏まえ、令和2年度に行われる実習の実施方法の弾力化について考え方を示すもの。

【主な通知の内容】

1. 実習方法

- (1) 教職大学院の体系的な教育課程の一環として位置づけられることを条件に、学校における幅広い教育活動に従事することをもって、実習と位置づけることも可能であること。
- (2) 小学校等における令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する学習支援等のために配置される人材等としての活動については、教職大学院の体系的な教育課程の一環として位置づけられ、かつ、教職大学院の教員及び連携協力校等の教員による実習生への指導・助言を踏まえて行われる場合にあっては、令和2年度に限り、実習として位置づけて差し支えないこと。
※ただし、(3)において在宅により又は大学において実習に参加する場合を除く。
- (3) 令和2年度に限り、連携協力校等の状況を踏まえつつ、連携協力校等の負担にならないことを前提に、実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で、実習生が双方向オンライン通信等の手段を活用しながら在宅により又は大学において実習に参加することは差し支えないこと。

3. 実習科目単位の免除

教員としての実務経験を有する学生の実習科目の履修に当たっては、各教職大学院の定める実習科目免除規定も踏まえつつ、実習に必要な単位数について弾力的に検討していただきたいこと。

公立学校教員採用選考試験における対応

地方公共団体の職員採用における新型コロナウイルス感染症への対応について（概要）

【令和2年3月11日事務連絡】

総務省から地方公共団体の職員採用における新型コロナウイルス感染症への対応について通知されたことをうけ、文部科学省から各教育委員会に対し、以下の対応を依頼。

- ① 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、教師をはじめとする教育関係職員の採用においては、感染拡大防止について最大限の取組を行いつつ、受験者が感染した場合又は感染が疑われる場合等における受験者の就職機会の確保を図る観点から、各地方公共団体の実情に応じ、配慮すること
- ② 特に、令和2年度の早い時期に公立学校教員採用選考試験を行う場合においては、試験日程の配慮や、受験会場の衛生管理体制の構築、受験者等に対する情報提供等について速やかに検討すること

令和3年度公立学校教員採用選考試験における新型コロナウイルス感染症への対応について（概要）

【令和2年4月13日事務連絡】

各都道府県教育委員会等において参考となるよう、令和3年度公立学校教員採用選考試験における新型コロナウイルス感染症への対応について、文部科学省において、いくつかの都道府県教育委員会等にお伺いした情報（令和2年4月10日時点。検討中含む。）を送付。また、他の都道府県教育委員会等との情報共有・連携を図るよう依頼。

- 1 現時点の採用選考に関する影響と対応策【出願、採用説明会など】
- 2 現時点の採用選考に関する影響と対応策【試験方法など（実技試験 除く）】
- 3 現時点の採用選考に関する影響と対応策【試験方法など（実技試験）】
- 4 東京（大阪）会場で採用選考を行う場合の対応
- 5 受験者への対応
- 6 日程を延期する場合の対応

（注）その後、4月20日、5月8日、5月18日、6月1日にそれぞれ改訂版の事務連絡を発出

各県市における公立学校教員採用選考試験の対応

試験の実施方法等の変更について公表している都道府県教育委員会の例

- ・ **岐阜県教育委員会**（令和2年5月7日公表）
全志願種別において、以下の試験の実施の取り止めなど。
① 1次試験における筆記試験のうち「教職教養」、② 2次試験における全ての実技試験
- ・ **三重県教育委員会**（令和2年5月11日公表）
1次試験及び2次試験の「集団面接」、2次試験の「技能・実技試験」の一部を取りやめなど。
- ・ **神奈川県教育委員会**（令和2年5月15日公表）
試験会場を増やして分散実施、論文試験・模擬授業（協議を含む）・実技試験の中止など。
- ・ **宮崎県教育委員会**（令和2年5月18日公表）
特別選考の1次試験について、「論文及び面接」を取り止め、「書類審査」のみ実施。
宮崎会場及び県外会場（東京、福岡）での「論文及び面接」は取りやめなど。
- ・ **高知県教育委員会**（令和2年5月19日公表）
1次試験の「適性検査」、「教職・一般教養」の取りやめ。校種や職種により試験時間を午前と午後に分散など。
- ・ **愛知県教育委員会**（令和2年5月22日公表）
1次試験の集団面接、2次試験の実技試験、小論文、集団討議の中止など。
- ・ **栃木県教育委員会**（令和2年5月26日公表）
2次試験の実技試験の中止など。
- ・ **山梨県教育委員会**（令和2年5月26日公表）
小学校等の体育の実技試験を取り止め。中学校・高等学校等の体育の実技試験について、水泳を取り止め、他の種目を可能な限り密集した状況を避けるように配慮し例年より短い時間で実施など。

教職員研修にかかる対応

令和２年度英語教育海外派遣研修の開催中止について（概要）

【令和２年３月16日独立行政法人教職員支援機構通知】

２ヶ月間海外派遣の実施を予定していたものの、新型コロナウイルスの感染拡大による参加者への感染を防ぐため、諸般の状況を総合的に判断した結果、中止することとしたことを示したものの。

令和２年度独立行政法人教職員支援機構主催研修及び研究セミナーの一部開催中止について（概要）

【令和２年３月27日独立行政法人教職員支援機構通知】

教職員支援機構が実施する研修は、全国から教職員を集めて実施する研修であり、演習や競技を多く取り入れた研修形態であることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症による感染拡大を防止するため、おおむね第１学期中にあたる４月１日から７月22日までの期間に実施を予定していた主催研修を全て中止することとしたことを示したものの。

令和２年度独立行政法人教職員支援機構主催研修及び研究セミナーの一部開催中止並びに日程等の変更について（概要）

【令和２年４月22日独立行政法人教職員支援機構通知】

教職員支援機構が令和２年度に実施する研修及び研究セミナーについて、その一部の日程を変更することとしたことを示したものの。

令和２年度独立行政法人教職員支援機構主催研修及び研究セミナーの実施について（概要）

【令和２年５月29日独立行政法人教職員支援機構事務連絡】

７月27日以降に予定されている教職員支援機構が実施する研修及び研究セミナーについて、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」等に基づく対策を講じた上で実施することとしたことを示したものの。



独立行政法人教員研修支援機構

全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、いつでもどこにいても研修が可能となるよう「校内研修シリーズ」を始め、講義動画などの研修教材を提供しています。

NITS 校内研修シリーズ

検索

NITSオンライン
動画は115本。

(令和2年5月現在)

令和2年4～6
月の3ヶ月間で
30万回以上視聴
され、活用され
ています。

(令和元年度1年間
の視聴回数約38万
回の半数以上)

校内研修で活用する例

研修の冒頭で視聴し、それをふまえた演習を行う流れが可能です。

20分



NITSオンライン講座

40分



演習



発表・まとめ

個人で活用する例

スマホやタブレットのQRコードアプリで
読み込んでアクセス。



「オンライン講座、使っています」利用者の声より

初任研で使った。
自分自身に合う
テーマや内容を
選びやすい。

専門的な研修を
手軽にできるから
いいのでは？

具体的な対応例が
わかりやすかった。

コンパクトに
まとめられているのがよい。
そのまま校内研修で
活用できる。

日々の授業実践に
役立てることができた。

出張は時間が大幅に
削られる。オンラインで
研修できれば、業務に
時間を費やせる。



※教職員支援機構は、平成13年に設立された「独立行政法人教員研修センター」を前身として、平成29年4月1日より新たに発足。
全国の教職員の養成・採用・研修を担う関係機関との中核拠点であり、年間受講者数は約8,000人。

(参考)教職員研修の効果的な実施(2)

各教育委員会等が作成した教材を効率的に共有できるサイト

【独立行政法人教職員支援機構ホームページ】



例えば、「教育の情報化」を検索すると・・・。

絞り込み結果 (35件)

教材名	教育委員会等
① 中学校における携帯端末のコミュニケーション機能利用に関する情報モラル指導	岩手県立総合教育センター
② 小学校における電子黒板活用のためのサポートコンテンツ集	岩手県立総合教育センター
③ 情報モラルリンク集	福島県教育センター
④ タブレットPCスキルアップテキスト	福島県教育センター
⑤ G-TaK.NET_BB	群馬県総合教育センター
⑥ 授業で使える「情報モラルかるた」	神奈川県立総合教育センター
⑦ 教育情報；情報産業教育	長野県総合教育センター



免許状更新講習／免許法認定講習の実施方法の特例等

新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施における留意事項及び実施方法の特例等について（概要）
【令和2年3月31日通知】

新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施方法の特例等の延長及び拡充について（概要）
【令和2年4月28日通知】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、大学等における免許状更新講習について例年通りの開講が困難となる可能性があるため、免許状更新講習の実施に当たって感染症対策の徹底を求めるとともに、本年6月30日までに認定申請を行った免許状更新講習については、令和3年3月31日までの間、

- ① 対面式免許状更新講習について、変更届の提出により通信式免許状更新講習として実施すること
- ② 通信教育・放送・インターネット等を活用した免許状更新講習の履修認定試験について、郵送により実施すること
（試験問題の送付に当たっては、講習開設者のHPに受験者のみが閲覧できるページを作成し試験問題を掲載する方法も認める）
等を認める措置を示したものの。

新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許法認定講習の実施方法の特例について（概要）
【令和2年4月28日通知】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、大学等における免許法認定講習について例年通りの開講が困難となる可能性があるため、本年8月31日までに認定申請を行った免許法認定講習については、令和3年3月31日までの間、対面による講習に相当する教育効果を有すると講習開設者が認めるものについて、インターネット等を活用した形態によって実施することを認める措置を示したものの。

【実施形態の例】

- ① テレビ会議システム等を用いた同時双方向型の遠隔による講習
- ② オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔による講習（授業の終了後すみやかに設問解答、添削指導、質疑応答による十分な指導を行うとともに、学生の意見の交換の機会が確保されているものに限る。）

資格要件の緩和、臨時免許状・特別免許状の柔軟な活用

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」のための
人的・物的体制整備（令和2年度第2次補正予算案の概要等）について（概要）※免許関係部分
【令和2年5月27日初等中等教育局事務連絡】

資格要件の緩和、臨時免許状・特別免許状の柔軟な活用について、以下の通り示したもの。

「補習等のための指導員等派遣事業」を活用した事業実施に当たって、想定されている事業内容や今回の非常時・緊急時という特質も踏まえ、必要に応じて資格要件を緩和し、退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者、地域の方々など幅広く人材確保ができるようにすること。

学習指導員が単独で授業を実施するなど、教育職員免許状を保有する人材が必要であって当該者が普通免許状を保有していない場合は、臨時免許状や特別免許状等の活用が考えられること。

臨時免許状について、

- 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）において、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定に合格したものに授与するという要件が規定されているが、保有する普通免許状等の有効期限又は修了確認期限までに免許状更新講習を修了していない者（以下「未更新者」という。）について、臨時免許状の授与を受け、教育職員として勤務することが妨げられるものではないこと
- また、同法に定める臨時免許状の要件は、上述のもののみであることから、今般の状況に鑑み、未更新者以外の者に対しても臨時免許状を柔軟に授与することができるよう、各都道府県の状況に応じて、都道府県教育委員会が独自に定めている教育職員検定に関する運用基準等（例えば、普通免許状の授与を受ける見込みを有することを求めることなど）を適切な範囲で弾力化することなども考えられること
- 人材確保の必要性等に応じ、前述の運用基準等のあり方について所要の検討を行っていただくこと

併せて、特別免許状や特別非常勤講師制度についても、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針の策定について」（平成26年6月19日付け26初教職第6号教職員課長通知）を踏まえつつ、引き続き積極的な活用を図ること。

**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」のための
人的・物的体制整備（令和2年度第2次補正予算案の概要等）について（概要）※人材確保部分**
【令和2年5月27日初等中等教育局事務連絡】

3. 人材確保について

社会総がかりで子供たちの学びを支えるべく、以下のことに留意の上、従来の手法にとらわれず、退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者、地域の方々など、あらゆるネットワークを活用して人材確保に努めるよう周知したもの。

（１）「学校・子供応援サポーター人材バンク」の活用

人的体制の整備についての財政措置を踏まえ、関係機関（※）に改めて周知を行ったので、文部科学省の「学校・子供応援サポーター人材バンク」において登録のあった名簿を引き続き有効に活用すること。

（※）教員養成課程を持つ大学をはじめとする全大学、日本教育大学協会、日本教職大学院協会、各都道府県・政令指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課、全国連合退職校長会、全国公立学校退職教頭会、全国教職員互助団体協議会、各学校種校長会・教頭会、日本PTA全国協議会、全国高等学校PTA連合会、各教職員団体等

（２）教育実習の弾力化等を踏まえた教職課程の学生等の幅広い人材の確保

「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について」（通知）及び「令和2年度における教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について」（通知）により、学習支援等のために配置される人材等（学習指導員）としての活動を実習等として含めることが各大学等の判断により可能となっていることを踏まえ、都道府県教育委員会等において、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項に規定する協議会の活用等を通じて、国公立の教職課程を置く大学をはじめとした多様な教育関係者等と連携協力を図るなど、教職課程の学生等の幅広い人材の確保ができるようにすること。

学校・子供応援サポーター人材バンク

- ✓ 文部科学省HP上で学校に御協力いただける方の登録を全国から募集し、登録者が希望する勤務地(市町村)がある都道府県教育委員会等に文部科学省から名簿を提供する仕組み。(令和2年4月24日開設)
- ✓ 教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補修をサポートする活動は、学校現場の力になるとともに、学校現場での体験的な活動は有意義であることから、教職課程を履修する学生等への周知及び積極的な登録の呼びかけに御協力をお願いします。

緊急募集中！

教員や学習指導員、
スクール・サポート・スタッフなど
学校に追加配置するため、
85,000人分、
310億円を
補正予算案に計上しました！

※金額は国1/3負担額。
※令和2年度第2次補正予算案
(5月27日閣議決定)

学校をサポートいただける皆様へ

学校・子供応援サポーター 人材バンク開設！

子供たちのために皆様の力を貸してください

今、学校は、子供たちの学習指導や心のケア、感染症対策等、
沢山の大人たちのサポートが必要です。
学校や教育委員会が必要な人材をすぐに探すことができるよう、
御協力いただける皆様からの登録をお待ちしています。



登録フォームはこちら

<https://pf.mext.go.jp/admission/12364-2.html>

簡単登録
1分！

退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、
学習塾講師、NPO等教育関係者、地域の皆様などからの
ご登録を是非お待ちしております！

文部科学省

【令和2年5月ver.】

学校をサポートいただける皆様へ

学校・子供応援サポーター人材バンク

に関するお知らせ

文部科学省では、学校再開後、各地域において、学校をサポートしていた
だけの人材が必要となる機会も多くなるため、教育委員会等が必要な人材を
すぐに探すことができるよう、人材バンクを開設しました。



Q どんなことをサポートすればいいの？

- A 自治体によって、募集内容が異なりますが、例えば以下のようなイメージです。
- 退職教員や教員免許取得を目指している方、大学生、塾講師、NPO等教育関係者等の
皆様には、子供の学習支援や子供の個別の学習サポートを
 - ICTが得意な方は、学校と家庭をICT等でつなぐサポートを
 - そのほか、簡単な事務作業、感染症対策のための校舎内の消毒等のサポートを 等



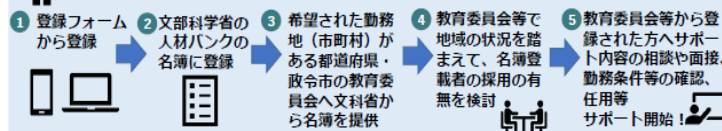
Q 教員免許はいらないの？

- A 登録には必要ありません。自治体や事業内容によって、社会人経験の有無や年齢制限など、
採用の資格要件が異なりますが、教員免許が失効していたり、教員免許を保有してい
なくても、サポートいただけることはあります。この人材バンクでは、教員免許の保
有の有無にかかわらず、幅広い方々からの登録をお待ちしています。



Q 登録したら必ず採用されるの？実際サポートするまでの流れはどうなるの？

- A 登録すると名簿に登録されます。必ず採用されるわけではありません。
サポートいただくまでの流れのイメージはこちらですQ (自治体によって異なります)



Q 勤務条件はどうなるの？報酬はどのくらいもらえるの？

- A 自治体によって異なります。登録いただいた情報をもとに、教育委員会等で求めている人
材とマッチした場合には、本人にご連絡し、報酬を含めた勤務条件やサポートいただく
内容など、具体的にご相談することになります。

※一般的に、各自治体では資格要件として、地方公務員法第16条の欠格事項（禁罰以上の刑、懲戒免職処分
等）等に該当しないことを求められます。



Q いつからの勤務になるの？今は感染が心配です。

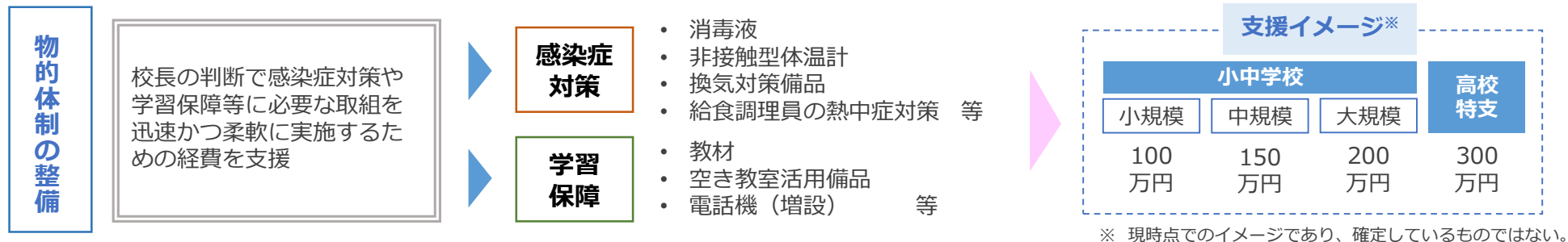
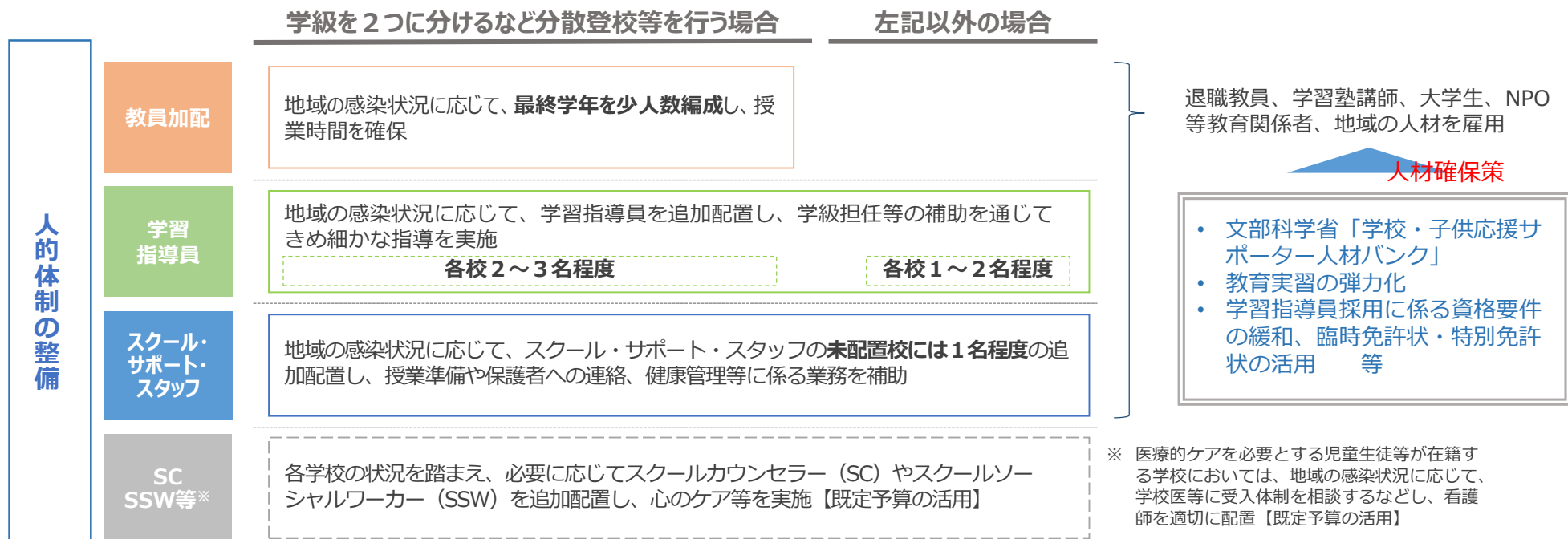
- A 採用時期は自治体によって異なります。基本的には、地域の感染状況を踏まえて、学校
が再開した後での学校現場でのサポートを想定しているものです。

お問合せ先 文部科学省初等中等教育局財務課 03-5253-4111 (内線：2587) (平日：10:00-16:00)



国全体の学習保障に必要な人的・物的支援

加配教員や学習指導員等を大規模追加配置するとともに、迅速かつ柔軟に感染症対応や学習保障をするための学校再開支援経費を全小中高等学校等に措置



(経緯・目的)

- 文部科学省は、5月15日に発出した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」において、感染症対策を徹底した上で、段階的に教育活動を開始し、学校における教育活動を充実していくことについて基本的な考え方と取組の方向性を示したところ。
- 今後、感染症対策を講じながら最大限子供たちの学びを保障することが重要であり、国としても、児童生徒の学びの保障に必要な人的体制、物的体制の強化について支援を行う。

I 学習保障に必要な人的体制の強化（310億円）

臨時休業の長期化や段階的な学校再開を見据え、子供たちを誰一人取り残すことなく最大限に学びを保障するため、退職教員や教職課程の学生をはじめとする大学生等、幅広い人材を雇用し緊急的に追加配置（84、900人）

1. 教員の加配（負担率1/3）

・地域の感染状況に応じて、小・中学校の最終学年（小6・中3）を少人数編成するために必要な教員を加配（3、100人）



2. 学習指導員の追加配置（補助率1/3）

・子供たち一人ひとりの学習定着度に応じたきめ細かな指導を図るためのTT指導、家庭学習の準備・チェックの実施等の学級担任の補助や、放課後や長期休業中等を活用した補習学習、習熟度別学習などを実施するため、学習指導員を大規模追加配置（61、200人）

3. スクール・サポート・スタッフの追加配置（補助率1/3）

・段階的な学校再開に伴う家庭用教材等の印刷・保護者への連絡業務、健康管理等、増加する学級担任等の業務をサポートするため、スクール・サポート・スタッフを追加配置（20、600人）

<参考>

学校再開に伴い追加的に必要となってくるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケアのための看護師の配置については、各学校の状況に応じて必要な措置が取れるよう対応

III 特別支援学校スクールバス感染症対策支援の拡充（16億円）

障害のある幼児児童生徒の安全安心な通学環境を確保するため、特別支援学校のスクールバスにおける、感染リスクの低減を図るための取組等を支援

補助率 公立・私立：1/2 国立：10/10

II 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費（405億円）

段階的な学校再開に伴い、学校の感染症対策等を徹底しながら子供たちの学習保障をするため、新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、国が緊急的な措置として支援

（補助率 公立・私立1/2 国立：10/10）

◆ 1校当たりの上限額：100万円～300万円程度（感染状況等に応じて加算あり）

◆ 対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

○学校における感染症対策等への支援

- ・消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費
- ・特に感染症の拡大を警戒する必要がある地域において、集団で検温を実施する場合に必要なサーモグラフィ等の購入経費
- ・教室における3密対策として、換気に必要なサーキュレーター等の購入経費
- ・学校給食について、調理員の熱中症対策に必要な経費



○子供たちの学習保障の取組への支援

- ・特に感染症の拡大を警戒する必要がある地域において、家庭における学習のために用いる教材の購入等、児童生徒の学びの確実な定着を図るために必要な経費
- ・学校電話機の臨時増設等、家庭との連絡体制強化に必要な経費
- ・教室における3密対策として、空き教室を活用した授業の実施に必要な備品購入費

IV 幼稚園におけるマスク購入等の感染拡大防止に係る支援（30億円）

感染症対策の強化を図るため、マスクや消毒液等の購入等に必要な経費や感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費（感染症対策の取組徹底による業務量増への対応）を支援

補助率：10/10（1施設あたり50万円以内）

<参考>

義務教育段階や高校教育段階における低所得世帯の家庭学習を支えるための通信費については、要保護児童生徒援助費補助金、特別支援教育就学奨励費、高校生等奨学給付金の特例的な追加支給により、必要な措置が取れるよう対応